資料1－1

令和９年度大学入学者選抜実施要項の主な変更点（案）

令和９年度大学入学者選抜実施要項（案）	令和８年度大学入学者選抜実施要項
第３　入試方法 １　入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査（各大学が実施する教科・科目に係る個別テスト（以下「教科・科目に係る個別テスト」という。）又は大学入学共通テスト。以下同じ。）、小論文・面接・実技検査等、資格・検定試験等、志願者本人の記載する資料や高等学校に記載を求める資料等（定義に関しては、後述の第６の１から５に掲げるとおり。）を、アドミッション・ポリシーに応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。 その際、下記(1)のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、下記(2)及び(3)のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。 (1)　一般選抜 学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、面接、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせて、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。 (2)　総合型選抜 一般選抜とは異なる観点や方法により評価を行うという前提のもと、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。 この方法による場合は、以下の点に留意する。 ①　入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、志願者本人の記載する資料*を必ず評価に活用する。 ＊志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。 ②　入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する総合型選抜の趣旨に鑑み、志望する学問分野に対する意欲や適性等に係る面接（ディベート、集団討論、プレゼンテーション、口頭試問等を含む。オンラインによる実施を含む。）による評価を必ず行う。その際、第13の１(2)に記載の事項を含め、入学志願者の障害等の特性に配慮する。	第３　入試方法 １　入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査（各大学が実施する教科・科目に係る個別テスト（以下「教科・科目に係る個別テスト」という。）又は大学入学共通テスト。以下同じ。）、小論文・面接・実技検査等、資格・検定試験等、志願者本人の記載する資料や高等学校に記載を求める資料等（定義に関しては、後述の第６の１から５に掲げるとおり。）を、アドミッション・ポリシーに応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。 その際、下記(1)のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、下記(2)及び(3)のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。 (1)　一般選抜 学力検査、小論文・面接・実技検査等を主な資料としつつ、調査書、志願者本人の記載する資料等を組み合わせる入試方法。 (2)　総合型選抜 詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。 ①　入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。 ＊志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。 ②　総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。

令和９年度大学入学者選抜実施要項（案）	令和８年度大学入学者選抜実施要項
③　言語能力及び数理的思考力を含め大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、第６の１から４に掲げる評価方法のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。ただし、第６の１を活用する場合は、各大学における学修に必要な範囲で、高等学校段階での基礎的な学習の成果を問うものとし、他の評価方法との間でバランスの取れた配分で判定に活用する。	③　大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく、第６の１から４に掲げる評価方法のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。ただし、第６の１を活用する場合は、第４の２に基づき実施すること。
④　高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。	（②より移動）
(3)　学校推薦型選抜 一般選抜とは異なる観点や方法により評価を行うという前提のもと、出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。なお、本選抜については、入学志願者自らの意志のみで出願できるものではなく、特定の大学・学部等で教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を有する入学志願者を高等学校長が判断するものであることから、推薦要件を可能な限り具体的に設定し、募集要項等により示さなければならない。	(3)　学校推薦型選抜 出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。なお、本選抜については、入学志願者自らの意志のみで出願できるものではなく、特定の大学・学部等で教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を有する入学志願者を高等学校長が判断するものであることから、推薦要件を可能な限り具体的に設定し、募集要項等により示さなければならない。
①　入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する学校推薦型選抜の趣旨に鑑み、志望する学問分野に対する意欲や適性等に係る面接（ディベート、集団討論、プレゼンテーション、口頭試問等を含む。オンラインによる実施も含む。）による評価を必ず行う。その際、第13の１(2)に記載の事項を含め、入学志願者の障害等の特性に配慮する。 ただし、高等学校との緊密な連携により、意欲や適性等を含め丁寧なマッチングが図られていると考えられる非公募型の学校推薦型選抜であって合格した際には入学することを入学志願者が確約して受験するものについては、大学の実情に応じて面接の要否を判断することができる。	（新規）

令和９年度大学入学者選抜実施要項（案）	令和８年度大学入学者選抜実施要項
② 言語能力及び数理的思考力を含め大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、第６の１から４に掲げる評価方法のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。ただし、第６の１を活用する場合は、各大学における学修に必要な範囲で、高等学校段階での基礎的な学習の成果を問うものとし、他の評価方法との間でバランスの取れた配分で判定に活用する。	① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、第６の１から４に掲げる評価方法のうち少なくともいずれか一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。ただし、第６の１を活用する場合は、第４の２に基づき実施すること。
③ （略）	② （略）
２～３（略）	２～３（略）
第４ 試験期日等	第４ 試験期日等
１ 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。 本試験 令和９年１月16日、17日 追試験 令和９年１月23日、24日	１ 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。 本試験 令和８年１月17日、18日 追試験 令和８年１月24日、25日
２ 教科・科目に係る個別テスト（各大学で実施する一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する教科・科目に係る個別テスト）の期日については、次により適宜定める。	２ 教科・科目に係る個別テスト（各大学で実施する一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する教科・科目に係る個別テスト）の期日については、次により適宜定める。
(1) 試 験 期 日 令和９年２月１日から３月25日までの間	(1) 試 験 期 日 令和８年２月１日から３月25日までの間
（削除）	なお、総合型選抜及び学校推薦型選抜において、上記の期間（令和８年２月１日）よりも前に教科・科目に係る個別テストを実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、第６の３又は５に掲げる評価方法と必ず組み合わせて丁寧に評価しなければならない。 ただし、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。
(2)～(3)（略）	(2)～(3)（略）
３ （略）	３ （略）

令和９年度大学入学者選抜実施要項（案）	令和８年度大学入学者選抜実施要項
４　総合型選抜については、一般選抜とは異なる観点や方法により時間をかけて丁寧に選抜を行うため、入学願書受付を令和８年９月１日以降とし、その判定結果を令和８年11月１日以降に発表する。その評価に当たっては、時間をかけて丁寧な選抜を行うという趣旨を十分に踏まえ、第３の１⑵に記載の事項を遵守した上で、教科・科目に係る個別テストを令和９年２月１日よりも前に実施することができる。この場合、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。	４　総合型選抜については、入学願書受付を令和７年９月１日以降とし、その判定結果を令和７年11月１日以降に発表する。
５　学校推薦型選抜については、一般選抜とは異なる観点や方法により時間をかけて丁寧に選抜を行うため、入学願書受付を令和８年11月１日以降とし、その判定結果を令和８年12月１日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。その評価に当たっては、時間をかけて丁寧な選抜を行うという趣旨を十分に踏まえ、第３の１⑶に記載の事項を遵守した上で、教科・科目に係る個別テストを令和９年２月１日よりも前に実施することができる。この場合、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。	５　学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和７年11月１日以降とし、その判定結果を令和７年12月１日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。
６　（略）	６　（略）
第５　（略）	第５　（略）
第６　評価方法	第６　評価方法
１　教科・科目に係る個別テストの実施	１　教科・科目に係る個別テストの実施
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。 なお、文理横断・文理融合教育を通じた課題解決力の涵養等の重要性に鑑み、高等学校における言語能力及び数理的思考力の育成に十分配慮するとともに、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。	⑵　教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。 なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。
⑶～⑸　（略）	⑶～⑸　（略）
２　（略）	２　（略）

令和９年度大学入学者選抜実施要項（案）	令和８年度大学入学者選抜実施要項
３　小論文・面接・実技検査等の活用 入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」を含む能力・適性等を多角的に評価・判定するため、アドミッション・ポリシーに応じ、小論文、面接、実技検査、エッセイ、口頭試問、ディベート、集団討論、プレゼンテーション等を活用することが望ましい。 主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあっては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。 本記載の小論文・面接・実技検査等（第６の３）については、第６の１と異なる評価方法として規定している趣旨を踏まえ、専ら教科・科目に係る知識等を問うこと（例えば、教科・科目に係る知識を問う問題を小論文等の形式で行うこと）にならないように留意しなければならない。	３　小論文・面接・実技検査等の活用 入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」を含む能力・適性等を多角的に評価・判定するため、アドミッション・ポリシーに応じ、小論文、面接、実技検査、エッセイ、口頭試問、ディベート、集団討論、プレゼンテーション等を活用することが望ましい。 主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあっては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。 本記載の小論文・面接・実技検査等（第６の３）については、第６の１と異なる評価方法として規定している趣旨を踏まえ、令和８年２月１日以前に行う際、専ら教科・科目に係る知識等を問うこと（例えば、教科・科目に係る知識を問う問題を小論文等の形式で行うこと）にならないように留意しなければならない。
４～５（略） 第７～第９（略） 第10　募集要項等 １　募集要項 (1)～(2)（略） (3)　第３の入試方法について、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、募集人員を分けることとする。２以上の選抜区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの選抜区分ごとに評価・判定の方法や区分を設ける理由をアドミッション・ポリシーとの関係を整理して示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。 (4)（略） ２（略） 第11～第12（略）	４～５（略） 第７～第９（略） 第10　募集要項等 １　募集要項 (1)～(2)（略） (3)　第３の入試方法について、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、募集人員を分けることとし、２以上の選抜区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの選抜区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。 (4)（略） ２（略） 第11～第12（略）

令和９年度大学入学者選抜実施要項（案）	令和８年度大学入学者選抜実施要項
第13　その他注意事項	第13　その他注意事項
１～９（略）	１～９（略）
10　外国人を対象とした入試	10　外国人を対象とした入試
(1)　私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和７年４月23日付け７高参国第14号文部科学省高等教育局参事官（国際担当）通知）に基づき、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定する。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、「日本語教育の参照枠」（令和３年10月12日文化審議会国語分科会）において、高度に自立して日本語を理解し使用することができる水準とされているＢ２以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。 特に入学志願者にかかる負担軽減の観点から、外国人入学志願者の選抜については、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。	(1)　私費外国人留学生の入試に当たっては、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和７年４月23日付け７高参国第14号文部科学省高等教育局参事官（国際担当）通知）に基づき、入学志願者が真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定する。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験Ｎ２レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。 特に入学志願者にかかる負担軽減の観点から、外国人入学志願者の選抜については、ICTを活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する。
(2)～(3)（略）	(2)～(3)（略）
11（略）	11（略）
第14　備考	第14　備考
この要項は、令和８年度に実施する令和９年度大学入学者選抜に適用する。ただし、令和９年度大学入学者選抜における総合型選抜又は学校推薦型選抜のうち、令和８年度に既に実施されていた選抜区分であって、第３の１(2)又は(3)に則って令和９年度大学入学者選抜から面接を導入することが難しいものについては、遅くとも令和11年度大学入学者選抜までに面接を導入する。 なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やか）に、文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。	この要項は、令和７年度に実施する令和８年度大学入学者選抜に適用する。 なお、この要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やか）に、文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。